



2022年3月14日

各 位

会 社 名 株式会社ミライノベート
代表社名 代表取締役社長 泉 信彦
(コード：3528 東証第2部)
問合せ先 経営管理本部長 竹谷 治郎
(TEL：03-3470-8411)

(開示事項の経過) 和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、2021年6月25日付「訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社元代表取締役であるカーティス・フリーズ氏及び田端正人氏（以下、「田端氏」といいます。）に対し、損害賠償等請求訴訟（以下、「本訴訟」といいます。）を東京地方裁判所に提起しておりました。本訴訟提起後、カーティス・フリーズ氏に対する訴訟手続と田端氏に対する訴訟手続は分離されて進行しておりましたが、本日、下記のとおり田端氏に対する請求（以下、「本件」といいます。）について和解が成立しましたので、お知らせいたします。なお、カーティス・フリーズ氏に対する訴訟手続は別途審理が行われる予定です。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

本訴訟における田端氏への請求内容は、2021年6月25日付「訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおりですが、今般、東京地方裁判所より和解勧告がなされ、当社としましては、これまでの訴訟の経緯及び判決の見込み、回収可能性等を総合的に勘案した結果、各監査等委員の同意を得た上で裁判所の和解勧告を受諾することとし、田端氏との間で下記2.の内容を主な骨子とする和解（以下、「本和解」といいます。）が成立いたしました。

2. 本和解の内容の要旨

- (1) 被告（田端氏）は、原告（当社）に対し、2022年3月31日限り、本件解決金として7,000,000円を支払う。
- (2) 被告は、原告に対し、被告が有する別紙目録記載の原告会社発行の新株予約権を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

【別紙目録】

- | | |
|------------|----------|
| ① 第2回新株予約権 | 700,000個 |
| ② 第4回新株予約権 | 1,444個 |
| ③ 第5回新株予約権 | 1,500個 |

3. ストックオプション（新株予約権）の消滅

本和解により、以下の通り新株予約権が消滅いたします。

(1) 消滅する新株予約権の内容

(ア) 第2回新株予約権（注1）

決議年月日	2013年6月26日定時株主総会及び2013年10月18日取締役会議
発行した新株予約権の個数（株数）	9,600,000個（960,000株）
新株予約権の行使価格	550円
放棄される新株予約権の個数（株数）	700,000個（70,000株）
放棄後の新株予約権の個数（株数）	6,840,000個（684,000株）

(イ) 第4回新株予約権（注2）

決議年月日	2015年12月16日取締役会決議
発行した新株予約権の個数（株数）	10,444個（1,044,400株）
新株予約権の行使価格	480円
放棄される新株予約権の個数（株数）	1,444個（144,400株）
放棄後の新株予約権の個数（株数）	4,263個（426,300株）

(ウ) 第5回新株予約権（注3）

決議年月日	2018年6月28日取締役会決議
発行した新株予約権の個数（株数）	80,000個（8,000,000株）
新株予約権の行使価格	490円
放棄される新株予約権の個数（株数）	1,500個（150,000株）
放棄後の新株予約権の個数（株数）	78,500個（7,850,000株）

(注1) (注2) (注3) 当社は、2021年10月1日付けで当社普通株式10株を1株に株式併合したことに伴い、新株予約権の目的である株式の数、新株予約権の行使価格が調整されております。

(2) 新株予約権の消滅日

2022年3月14日

4. 今後の見通し

2022年3月期第4四半期連結会計期間において、本和解により受領した和解金を受取和解金として、また、新株予約権の消滅により、権利付与時点より貸借対照表の純資産の部に計上しておりました新株予約権48百万円を取り崩し、新株予約権戻入益として、それぞれ特別利益に計上いたしません。

なお、本和解が当社の業績に与える影響は軽微であります。

以上